

(様式 1)

江教学第 2345 号

令和 4 年 1 月 20 日

文部科学大臣 殿

江津市長 山下 修
(公印省略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条第 4 項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

江津市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 3 年度 (1 年間)

(担当)

江津市教育委員会学校教育課 横佐兼係長 大賀 昌紀
主任 右田 泰之

住所：島根県江津市江津町954番地59

電話：0855-52-7495 (直通)

E-mail : gakkokyoikuka@city.gotsu.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

渡津小学校の校舎について、建築から40年以上経過しており、外壁の剥離等が著しく進行している。(H31年度に実施した建築基準法第12条の点検報告で要是正の指摘あり)
建具は、老朽化によって建て付けが悪く、災害時における安全確保、避難経路の確保が不十分である。
発災時に児童等が安全に避難でき、事故等の発生を防ぎ、安全安心な学校生活が送れるよう、必要となる工事を行い、教育環境の改善を図る。
江東中学校の受水槽は現行の耐震基準に適合しておらず、自然災害等に耐えられる状態ではない。発災時において生徒等への安定した給水機能を確保するために設備更新を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

渡津小学校に設置してある防火シャッターは、建築基準法第12条第3款の規定による定期検査報告(防火設備)で、危害防止装置が未設置のために要是正(既存不適格)の指摘をを受けている状況であるため、現行法令に適合するように改修を行う。
また、当該シャッターは下部手動式であり、本市ではないが、過去に急降下したシャッターに児童が挟まれて重症を負うなどの事故があつた種類の防火シャッターであるため、改修を行い安心・安全な教育環境を確保する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|------|
| 小学校 | | 7 校 |
| 中学校 | | 4 校 |
| 義務教育学校 | | 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 箇所 |
| | 共同調理場 | 2 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 8 箇所 |
| | 学校武道場 | 2 箇所 |
| | 社会体育施設 | 5 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定期日 |
|-------------------------|-------|-----------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 令和3年3月25日 |
| 国土強靭化地域計画 ^{※2} | 有 | 令和2年6月1日 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標達成基準を設け、計画期間経過後に達成度の確認・今後の対応等の検証し、評価結果等を当市のホームページで公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)